

## 新型コロナウイルス感染症に対するアジア各国の対応 一般調査報告書

### 要旨

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、各国はそれぞれの感染拡大状況、医療キャパシティ、経済活動への影響などを考慮しつつ、入国制限、教育機関の休校措置、商業施設の封鎖、市民の行動制限など、様々な対策を講じています。今回のレポートでは、①行動制限が課されたバンコクにおいて、実際に生活する中で感じる社会の変化を報告するとともに、②東南アジア諸国およびインドにおける感染者数の増加状況とその時々での対策導入を比較することで、各国の危機管理に対する姿勢の違いを捉えます。③また、在外公館の情報発信履歴を整理することで、非常事態における当該サービスの有用性を再確認します。

### 1. 感染症対策下におけるバンコクの状況 ～失われた街の賑わいと生活の継続～

日本でも報道されているとおり、新型コロナウイルスの感染拡大への対策として、バンコクでもロックダウン(生活必需施設以外の暫定的な閉鎖)が行われています。“ロックダウン”という言葉からは、厳格に自宅に籠る印象を受けがちですが、その内容は国

によってまちまちです。ここでは筆者が経験したタイの状況をお伝えします。

タイ政府が打ち出してきた対策について日本人在留者に関連するものを中心に表1にまとめました。日付は対策が実施された日で整理していますが、何れの対策も発表の即日もしくは2・3日以内に実行に移されており、スピード感に驚かされました。3月16日に筆者が入国した後、3月22日よりショッピングモール等が閉鎖されるとともに、飛行機に搭乗する際に72時間以内にPCR検査等を受診した健康証明書の提出が義務付けられました。症状のない人へ検査を行わない日本からは実質的にタイへの渡航が出来なくなりました。その後、26日には非常事態宣言が出され、外国人の入国が原則禁止、4月に入ってからはコンビニの営業時間制限や夜間外出制限などが発令され、段階的に活動が制限されていく様子がお分かりのことと思います。

繁華街や観光スポットの閉鎖は、中国人観光客を中心とする海外からの観光客減少により大きな減速となつ

表1 タイにおける新型コロナウイルスへの対策

2月17日	検疫強化対象国に日本を追加
2月27日	日本を含む感染地域からの渡航者に14日間の自宅等で症状観察の協力を要請
3月11日	危険感染症地域(日本は含まれない)からの渡航者は14日間の自己検疫、外出禁止
3月18日	映画館などの娯楽施設やスポーツ施設を閉鎖
3月22日	ショッピングモール、バーなどが集う施設を閉鎖(スーパー、薬局などは営業可能)
3月22日	タイへの渡航時に健康証明書と保険証券の提示を義務化(実質的に日本からの渡航不可)
3月23日	タイ国内全ての陸上国境(18カ所)を原則閉鎖
3月26日	非常事態宣言、外国人の入国を原則禁止
4月2日	コンビニ営業時間制限(24時～5時)、公園の閉鎖
4月3日	夜間(22時～4時)外出制限
4月4日	タイ行き航空機の飛行の一時禁止
4月10日	4月20日まで酒類の販売を禁止⇒30日まで延長
4月28日	非常事態宣言を5月末まで延期
4月29日	施設規制の緩和を検討

ていた観光産業の事業活動を完全に止めました。大手ホテルも軒並み休業となり、閑散とした繁華街の映像は日本でも報道されている通りで、GDPの2割を観光産業に依存するタイ経済への影響は甚大です。商業施設の閉鎖に伴い、労働者が地方や隣国へ帰省する動きが感染拡大につながるとして追加の移動制限を生む状況も生じました。

一方で、バンコク日本人社会の中で生活する上では、日本人学校の授業がオンライン化される、在宅勤務が推奨されるといった制約や、ショッピングモール閉鎖が通知された際に一時的にスーパーマーケットに行列ができるといった事象はあったものの、幸いにして大きな混乱は生じていません。買い占めへの罰則規定や食料自給率の高さを背景にしてか、スーパーマーケットやコンビニエンスストアの品揃えも通常と大きな変化はなく、外出規制が行われている夜間を除けば買物に行くことも自由です。



図1 スーパーマーケットとショッピングモールの様子

左から：商業施設閉鎖の通知を受けて混雑する店内。その後は営業時間の短縮や入店時の検温の導入はあるものの、通常営業で品揃えも潤沢。ショッピングモールは食品売り場とフードコートのみで、メインゲート周辺は閑散としている。食品売り場は賑わっているが、配達サービスがメインのフードコートでは休業する店舗も散見される。

レストランは持ち帰りや配達による営業のみが認められており、各店舗がSNSで積極的に販売促進を行い、街中では配達サービスのバイクを多く見かけます。Google Trendsの結果からも、レストランの一時閉鎖が決まった3月22日以降に、Grab foodなどのデリバリーサービスに関する検索が急増している様子が見て取れます(図2)。我が家の周辺では、お気に入りのレストランの経営を支えるため、持ち帰りサービスの利用頻度を増やしたり、チップを支払ったりする動きもあります。

個人的に印象的な出来事は、4月10日から4月20日までのバンコク都市内における酒類販売禁止措置です。タイの旧正月にあたるソンクラーン(4月13日から15日)前後の10日間は水掛祭りで街全体がお祭り気分となりますが、今年は旧正月の祝日を新型コロナウイルス感染が収まった後に変更することとなっています。市中の高揚した雰囲気を抑えるために追加したのがこの禁酒措置で、9日にバンコク都知事が発表し、10日から実施というスピード展開でした。タイでは酒類の販売時間が11時から14時と17時から24時に制限されているので、実質、9日の17時から外出可能時間の22時までの5時間の間に10日分のお酒を確保する必要がありました。外の様子が気になり、近所のスーパーを17時30分頃に覗いてみると、棚のビールは無くなり、床には割れたビール瓶とこぼれたビールが散乱していました。後から聞いた話では、19時頃には補充され普通に購入できたそうですが、第1ラウンドで諦めてしまった自分はビールにありつけませんでした。その後、酒類販売禁止は4月30日まで延長されることとなり、我慢の日々は続くこととなりました。

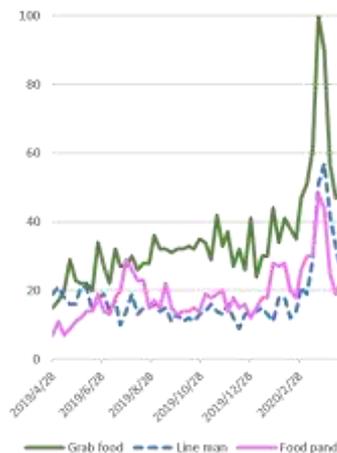


図2 デリバリーサービス検索傾向  
Google Trendsで過去1年間の検索傾向を分析すると3月22日の急増が明らか。

感染者数及び退院者数の推移からは、タイ政府のスピード感ある感染防止策が着実に成果を上げている様子が確認できます(図 3)。ムエタイスタジアムでのクラスターが確認されるなど、感染者数が急増した 3 月中旬以降、矢継ぎ早に活動制限を伴う規制を導入した結果、人と人との接触が大幅に減少して 2 週間が経過する頃から新規感染者数が目に見えて減少しはじめます。一方で退院者数は増加傾向にあり、4 月 13 日には入院者数を退院者数が逆転します。その後も改善傾向は続いています。非常事態宣言は 5 月末まで延長されます

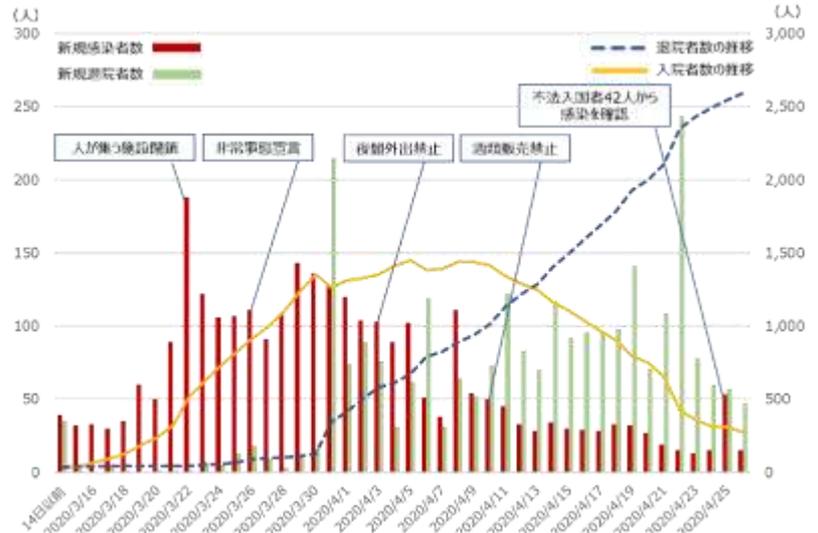


図 3 タイにおける新型コロナウイルス感染者数の推移  
タイ保健省 疾病予防局の発表データより作成。

が、飲食店や美容室の再開や公園での運動を認めるなど、これまで導入してきた規制を徐々に緩和する動きも見られます。東南アジア周辺国をはじめ、世界各国での感染拡大が続いている状況下において、拙速な規制措置の撤廃は難しいですが、今後は感染拡大の防止と経済活動の再開のバランスを考慮した舵取りが期待されます。

## 2. 新型コロナウイルス感染防止に向けた各国の対策

新型コロナウイルスの感染拡大は東南アジア諸国にも及んでいます。1 月下旬より、国によって感染が確認され始め、3 月中旬から感染者数が急増する国が多くなりました。感染者数を比較すると、2 万人を超えるインドから、少数に留まるベトナム、ミャンマー、カンボジア、ラオスまで大きな差があります。また、4 月末の時点でも急速な感染拡大が続くインド、日本、シンガポールといった国々がある一方、タイやマレーシアでは新規感染者数が落ち着きつつあるなど、感染傾向にも違いがあります(図 4)。

感染拡大には、人口集中度や衛生環境の違い、先行感染地域との間における人的移動の多寡など様々な要因が影響を与えます。各国政府は、入国制限や外出自粛、ロックダウンといった様々な感染防止対策に取り組みますが、その内容には多様性があります。例えば、タイの外出制限は 22 時から翌朝 4 時までの外出を禁止するのみで、その他の時間帯は比較的自由に外出が可能であるのに対し、フィリピンでは政府から各家庭に配布される Quarantine Pass を携帯する代表者のみしか生活必需品の買い出しにも行けないといったように、外出禁止に係る対策であっても具体的な内容は国によって異なります。また、入国制限や入国禁止の対象となる国を徐々に拡大するなど、同様の対策を複数回に分けて導入することもあります。

図 5 において、各国における感染者数の推移と、感染防止策導入のタイミングを比較しました。グラフスペースの制限があり、対策内容の細かな違いや複数回に分けて導入された履歴を表現することはできませんが、



図 4 東南アジア諸国における感染拡大  
WHO Coronavirus disease (COVID-2019) situation reports より作成。ミャンマー、カンボジア及びラオスは感染者数が相対的に少ないためグラフから除外した。

各対策を最初に導入したタイミングをプロットすることで、各国の新型コロナウイルス対策の違いを議論することとします。また、人口が異なる国々の感染状況を比較するため、感染者数の推移は100万人当たりの感染者数を採用しました。縦軸が対数軸であることに注意してご覧ください。

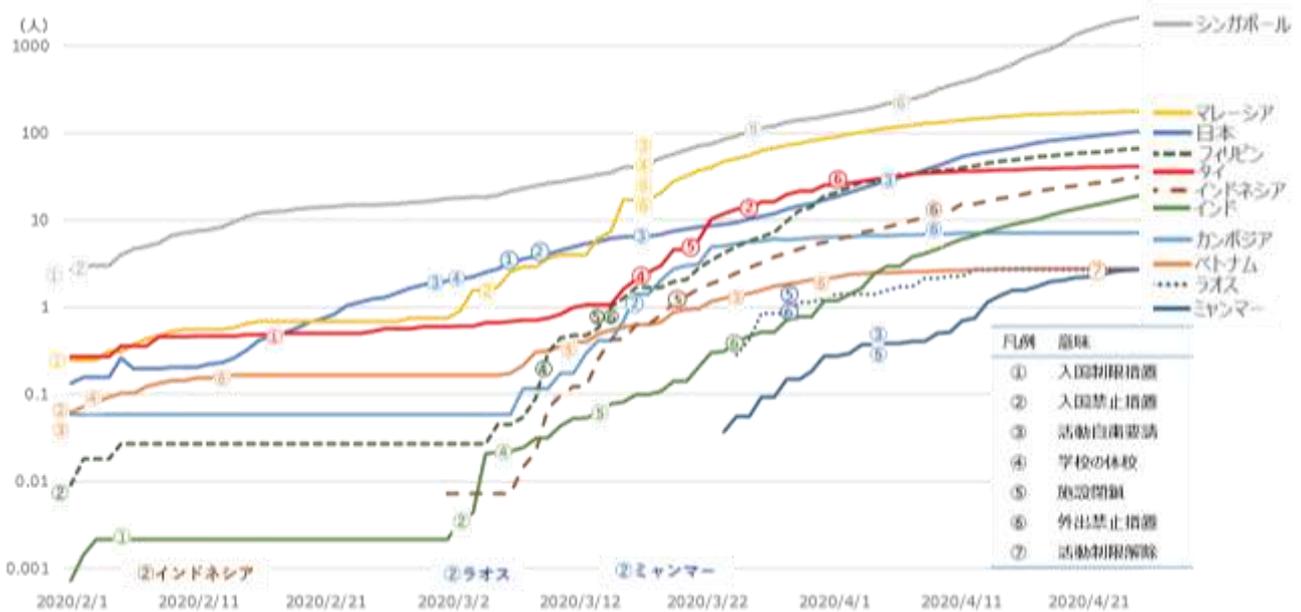


図5 東南アジア諸国における100万人あたり新型コロナウイルス感染者数と対応策の導入タイミング

WHO Coronavirus disease (COVID-2019) situation reports より各国の100万人あたりの感染者数の推移を対数値でチャートとして表記。凡例は、外務省海外安全情報配信サービスやインターネット情報により調査した各国の各種対策が実施された日を示している。類似の対策が複数回にわたり導入された場合は、原則として、最初の日付に凡例をプロットしている。

最初に触れるのは、迅速な対策導入で国内の感染を早期に落ち着かせているベトナムの取組です。ベトナムでは感染者の確認が20人未満の1月下旬から中国とのフライトの休止や、大規模な集会の自粛を促し、旧正月明けからは学校を休校にします。その後、感染が確認された地域を閉鎖するなど、徹底した抑え込み対策を実施してきました。筆者は、昨年度、愛知県ベトナムサポートデスクの運営を担当しており、2月末にハノイで実施する予定だったセミナーの開催準備でベトナム政府の担当者と議論する機会がありました。2月上旬の時点では、日本においてもクルーズ船内の感染が確認されるなど感染者数はやや増えつつありましたが、セミナー等のイベントは普段と同様に開催されていましたので、ベトナム政府の自粛スタンスに戸惑った記憶があります。しかし、4月23日から活動制限の解除が始まった現在のベトナムの状況を見ると、彼らの方針から学ばされる点が大いにあります。

ベトナムと同様、SARSの経験を生かして迅速に入国禁止措置を導入するなど、感染症封じ込めの優良国として評価されていたシンガポールでは、最近になって感染者数が急増しています。外国人建設作業員が暮らすドミトリーがクラスターとなっていることから、外国人労働者の処遇改善が求められています。タイのムエタイスタジアム、マレーシアの宗教施設など、限定された場所で感染が爆発的に拡大する事例も多く、単なる感染者数だけでなく、感染経路を理解することも各国の状況を把握する上で重要だと思われます。

13億人を超える人口を抱えるインドでは、貧困や医療の脆弱性といった社会背景を踏まえ、単位人口当たりの感染者数が少ない段階から入国禁止措置、休校、施設閉鎖などを実施してきました。しかしながら、今のところ感染を抑え込むことは出来ておらず、さらなる感染拡大が危惧されています。フィリピン、マレーシア、インドネシアでは、100万人あたりの感染者数が1人から10人程度のあたりで厳格な行動制限を導入しており、マレーシアではタイと同様に新規感染者数が落ち着き始める傾向も見られ、今後の動向が注目されます。当初感染が確認されなかったラオスやミャンマーでも、周辺国の感染拡大を受け、国内での感染が未確認の時点から入国禁止措置が取られました。国内感染が確認されてからは早い段階で施設閉鎖や外出禁止措置を行

った結果、4月末の時点でも少ない感染者数を維持しています。

これまでの各国における感染者数の推移と対策を比較すると、感染者数の少ない時点で人と人の接触を減らす対策を導入することで感染拡大をくい止めることが出来ている国がある一方で、様々な活動制限を導入したにも関わらず、感染拡大を止められていない国もあり、新型コロナウイルス対策の難しさが理解できます。科学者の中には、鎮静化には社会全体で一定数の感染経験者を蓄積する集団免疫が必要といった説もあり、感染拡大防止の対策における正解は未だ分かりません。皆さんは、日本の新型コロナウイルス対策の導入タイミングを東南アジア諸国等のそれと比較してどのように感じますか？

### 3. 在外公館が伝える邦人向け安全情報

ここまでご紹介したとおり、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため各国が講じる様々な対策は、海外で生活する邦人に大きな影響を与えています。言語や政治体制が異なる異国の地で一人ひとりの邦人が適切な危機管理を行う上で、在外公館が提供する情報は不可欠です。外務省の海外安全情報配信サービス:通称「たびレジ」では、登録した国・地域における危険情報や感染症情報がリアルタイムでメール配信されています。自身も赴任の準備段階から、渡航制限が強化される様子を理解したり、赴任後もどのような活動制限がいつから始まるのかを把握し、買い物などの必要な活動を前もって行ったりと大いに助けられています。

図6に自身が「たびレジ」に登録している10か国(インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)の在外公館が発出した新型コロナウイルス感染症関連に係る領事メールの件数推移を示します。

1月から2月中旬にかけては「感染者が見つかった」、「渡航時には健康管理に留意」といった注意喚起的な内容が配信される程度でしたが、各国で日本人への検疫強化が始まる2月後半から件数が増え始めます。

3月中旬以降は入国制限や外出禁止令を出す国が増え、コロナ関連の情報提供一色となり、在留邦人へ早期の帰国を促す動きもこの頃から始まりま

す。例えば、インドでは、3月22日から国際民間旅客航空便の着陸停止、外出自粛要請、ロックダウンと活動制限が強化される中、臨時便で日本への帰国を支援する動きがありました。外出禁止下で邦人が空港まで安全に移動できるよう、大使館発のレターやインド政府の公文書を共有するとともに、帰国者の情報登録を呼びかけるなど、緊迫した内容が多く発出されており、この流れは4月末でも続いています。

4月1日には、日本政府による「水際対策強化に係る新たな措置」が発表され、すべての国・地域からの日本人を含む入国者に対し、「検疫所長の指定する場所で14日間待機すること、日本国内において公共交通機関を使用しないこと」が要請されたため、帰国者に注意喚起する内容が一斉に通知がなされ、メール件数のピークとなります。4月中旬からは、インドネシアにおいて治安情勢及び安全対策に関する情報提供がなされるなど、長期間におよぶ社会活動の制限から治安悪化を警戒する情報提供もみられるようになりました。また、感染者数が比較的少ないミャンマー、カンボジア、ラオスにおいても医療体制が整っていないことや、航空路線の減便を背景に帰国を促す呼びかけが見られます。

1月から4月26日までに10カ国の新型コロナウイルスに関連する安全情報は1,125件でした。ちなみに、

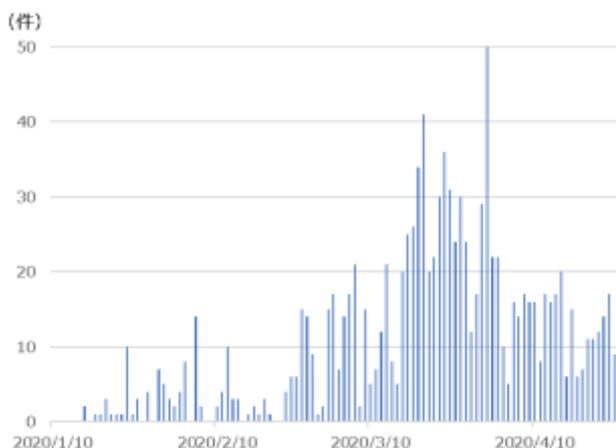


図6 新型コロナウイルスに係る領事メールの件数推移  
インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスの在外公館が発出した新型コロナウイルス感染症関連に係る領事メールの件数。

12月における10カ国の安全情報配信件数はわずか46件でしたので、各在外公館が今回の件で、いかに精力的に情報発信しているかがご理解いただけることと思います。今後、海外渡航をされる際には、忘れずに「たびレジ」へ登録されることをお勧めします。

#### 4. おわりに

世界中のニュースが新型コロナウイルス一色となり、それぞれの地域でこれまでの日常が制限されています。前日まで賑わっていたショッピングモールがバリケードで塞がれたり、国際的に有名なホテルが軒並み真っ暗になったり、近所のレストランが少しずつ閉店していく様子を見るのは本当に寂しいことです。世界的な経済活動の失速や人・モノの流れの鈍化により、タイにおいても、自動車メーカーが生産調整のため工場を止めるなど、影響はモノづくりの現場にも拡大しています。

JETRO バンコク事務所では、ホームページにおいて、タイ政府の支援措置情報や、休業補償や整理解雇といった相談が多く寄せられる事項に関するFAQを掲載するとともに、WEBセミナーや専門家による個別相談を通じて、厳しい事業環境に置かれた日系企業の皆様を支援しております。愛知県バンコク産業情報センターとしましても、JETRO バンコク事務所と連携の上、愛知県企業のタイ拠点にお電話を差し上げるなど、プッシュ型の支援活動を実施しております。新型コロナウイルスに関わらず、タイを中心とする東南アジアでの事業展開についてお困りのことがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

<JETRO バンコク事務所:タイにおける新型コロナウイルスに関連する支援措置・FAQをアップしました>

[https://www.jetro.go.jp/thailand/topics/\\_451996.html](https://www.jetro.go.jp/thailand/topics/_451996.html)

#### 引用文献

- ・Google Trends : <https://trends.google.co.jp/trends/?geo=JP>
- ・WHO Coronavirus disease (COVID-2019) situation reports : <https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/situation-reports/>
- ・外務省海外安全ホームページ : <https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/index.html>
- ・タイ保健省 疾病予防局の発表データ

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。

バンコク産業情報センターは資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。

本情報の採否は読者の判断で行ってください。

また、万一不利益を被る事態が生じても当センター及び愛知県等は責任を負うことができませんのでご了承ください。